

吉野川市

令和8年4月から開始!



高齢者の 補聴器購入費用の助成について

吉野川市では、令和8年4月から高齢者の補聴器購入助成事業を開始しました。

◆対象者 次の要件すべてに該当する方

- ・市内在住の65歳以上の方
- ・聴覚による障がい者手帳をお持ちでない方
- ・原則、両耳の平均聴力が40デシベル以上70デシベル未満の中等度難聴者であって、医師から補聴器の使用の必要性を認められた方
- ・市税等に滞納がない方

◆助成金額 上限3万円

※3万円を超えた額については自己負担となります。

◆申請に必要な書類 助成金交付申請書（医師の証明のあるもの）
見積書（販売店が作成したもの）

※医師の証明は、申請日より前の3か月以内のもの

※見積書は購入する補聴器の金額・メーカー・型番・購入予定者氏名が確認できるもの

◆申請先 長寿いきがい課

◆注意事項 集音器は対象外となります。

※本市からの助成決定前に購入した場合は助成対象となりません。

※詳しくは、長寿いきがい課 地域支援係（TEL 22-2264）にお問い合わせください。

●問い合わせ 吉野川市 長寿いきがい課 地域支援係

☎ 0883-22-2264 FAX 0883-22-2260